

平成29年9月

お客様各位

岡崎信用金庫

## おかしんビジネスダイレクト補償規定の改定について

全国的にインターネットバンキングを利用した不正送金被害が拡大する中、不正送金手口も日々高度化・巧妙化しております。

このような状況を踏まえ、岡崎信用金庫はおかしんビジネスダイレクトご利用者様向けの補償を平成28年8月より開始しております。このたび平成29年9月よりおかしんビジネスダイレクトにおいて、トークン式ワンタイムパスワードのご提供を開始するのに伴い補償要件を一部見直いたします。

### 記

#### 1. 補償の要件

- (1) おかしんビジネスダイレクトにおける不正送金であること。
- (2) ご契約先が不正送金被害をご確認された場合に、速やかに当金庫および警察への届出がなされていること。
- (3) ご契約先が前(1)号の被害に関する当金庫および警察の調査に対し協力し、十分なお説明をいただいていること。
- (4) 不正な資金移動等を防止するため、以下の通り適切な措置をとっていること。
  - ① 当金庫が推奨する環境で本サービスを利用していること。
  - ② 基本ソフト(OS)やブラウザなど、各種ソフトが最新の状態に更新されていること。
  - ③ セキュリティ対策ソフトを導入し、最新の状態に更新されていること。
  - ④ 本人確認情報について、以下の通り適切に管理していること。
    - (ア) 各種暗証番号を定期的に変更(6ヶ月以内)していること。
    - (イ) 本人確認情報や本サービスに利用する端末を第三者に提供または貸与していないこと。
    - (ウ) 本人確認情報を端末に保存していないこと。
  - ⑤ 以下の当金庫が提供するセキュリティ対策を利用していること。

- (ア) 電子証明書を利用していること。
- (イ) ワンタイムパスワードを利用していること。

## 2. 補償を行わない場合または一部が減額となる場合の例

- (1) 不正送金が第三者との共謀により行われたことが判明した場合。
- (2) 法人の場合は法人関係者およびその親族、個人事業主の場合は事業関係者およびその親族の犯行であることが判明した場合。
- (3) 被害状況について当金庫または警察に対する説明において偽りの説明を行った場合。
- (4) 本人確認情報または電子証明書の盗用が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して行われた場合。
- (5) 本サービスの各種利用規定等に沿わないご利用をされていた場合。
- (6) 第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合。
- (7) 当金庫がお客様に発信している各種の注意喚起および依頼事項にご対応いただけない場合。
- (8) 当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起している方法でフィッシング画面等へ不用意に本人確認情報を入力してしまった場合。
- (9) 当金庫がお客様の届出住所または連絡先に電話などで連絡しているにもかかわらず、連絡が取れない場合。
- (10) お客様にて不正送金被害が発生し得る状況が予測できるような状態において、かかる状態を放置していた場合。
- (11) 無料 Wi-Fi スポットなど公衆面前の場で本サービスの操作を行うなど、第三者により情報を盗取されやすい状況下で操作を行っていた場合。
- (12) 利用者のメールアドレスを登録せず、またメールアドレスを変更したが当金庫への連絡を怠り資金移動通知メールが受信できない状態にあった場合。
- (13) 不審なログオン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的に確認していなかった場合。
- (14) その他お客様の故意または過失、注意義務違反に起因している場合。

## 3. 被害に遭われた場合のご連絡先

岡崎信用金庫 E B サービス 0120-251-039 受付時間 午前8時45分～午後7時00分 (土日、祝日、12月31日～1月3日除く)
---

以上